

教保体第197号
令和3年4月23日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

体育的活動時における事故防止の徹底について（通知）

体育的活動時における事故防止については、日頃から格別の御配慮をいただいているところですが、昨日、県立高等学校において、部活動中に強風によりネットが倒れ、生徒が緊急搬送される事案が発生しております。

つきましては、下記事項について、改めて指導の徹底をお願いいたします。

また、令和3年4月1日付教保体第9号「体育的活動時における事故防止について（通知）」等を確認の上、改めて、児童生徒、指導者その他関係者に対して、事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、施設設備等の点検や事故防止のための措置に十分御留意いただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるようお願いいたします。

参考

令和3年4月1日付教保体第9号「体育的活動時における事故防止について（通知）」から抜粋（一部強調）

1 施設・設備・用具などの日々の安全点検の励行

使用する施設・設備等の安全点検を実施し、破損やボルトの緩み等の危険がないか必ず確認すること。特に、防球ネットやサッカーゴール等については、**強風等で転倒しないようにしっかりと固定されているか**確認すること。

添付資料（参考）

平成25年9月6日付教保体第767号

「サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について（通知）」（写）

平成29年1月16日付教保体第1771号

「ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について（通知）」（写）

令和3年度 体力向上に向けた目標
一人一人が「目標を持って」取り組み、
「自己の体力の伸びを実感」できるようにする。
県の体力向上に向けた合い言葉
「コツコツときたえた体は たからもの」

担当
県立学校部保健体育課
学校体育担当
TEL 048-830-6947
FAX 048-830-4971
Email a6960-04@pref.saitama.lg.jp

教保体第767号
平成25年9月6日



各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について（通知）

体育活動及び運動部活動における事故防止については、日頃から御配意いただいているところですが、平成25年9月4日付け、文部科学省スポーツ・青少年局参事官（体育・青少年スポーツ担当）から、別添写しのとおり通知がありました。

このことにつきましては、これまでも通知等により事故防止の徹底をお願いしてまいりましたが、改めて、児童生徒、指導者その他の関係者に対して、事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、施設設備等の点検や事故防止のための措置に十分に御留意いただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるようお願いいたします。

担 当

埼玉県教育局県立学校部保健体育課

学校体育担当 西山 宏

TEL 048-830-6947

FAX 048-830-4971



事 務 連 絡
平成25年9月4日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学担当課
各国公立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局
参事官(体育・青少年スポーツ担当)

サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について(通知)

サッカーゴール等の転倒による事故防止については、当省では、「学校施設における事故防止の留意点について」(平成21年3月)、「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」(平成22年3月)、「学校における体育活動中の事故防止について」(平成24年7月)において、事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしているところです。

しかし、本年度、当省で把握できたものでも、体育活動、スポーツ活動中において、サッカーゴールのクロスバーに生徒がぶら下がり、ゴールが転倒したために生徒が死亡するなどの重大な事故が複数発生しております。

については、別添の資料も参考として、児童生徒、指導者その他の関係者に対して事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、施設設備等の点検や事故防止のための措置に十分に留意いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会関係課においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校(大学を除く。)に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対しても周知するようお願いいたします。

(担当)
文部科学省スポーツ・青少年局
参事官(体育・青少年スポーツ担当) 付
スポーツ安全係
電話：03-5253-4111 内線(3776)

サッカーゴール等の取扱いについて

「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月）

【主な記載内容】

- ・移動式のサッカーゴール、バスケットボールゴール等による事故が発生しないよう、固定方法等に配慮することが重要である。
- ・サッカーゴール、バスケットボールやテント等が、強風や児童生徒等の力により転倒しないように、杭等により固定したり、十分な重さと数の砂袋等で安定させたりする等、転倒防止のため配慮することが重要である。
- ・サッカーゴール等重量のある移動式の器具の移動時における事故を防止するため、教員等が指導した上で、安全に移動させることが可能な人数を集めることや、経路の安全性を事前に確認する等、配慮することが有効である。

学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成22年3月改訂）

【主な記載内容】

- ・サッカー、ハンドボールのゴールポストなどの移動施設については、特に固定の状態、破損の有無を確かめるとともに、移動した場合、固定状況の点検を実施する。

「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」（平成24年7月）

【主な記載内容】

- ・体育科・保健体育科の授業や運動部活動は、施設・設備を活用して行われるものであり、活動に当たっては、指導者と児童生徒が共に施設・設備の安全確認を行うことが大切である。また、活動内容・方法には一定の禁止事項や制限事項が必要となる。
- ・最近では、用具については安全性を確保する観点から材質・品質の改善が進められてきているが、それでもなお保管方法や管理方法の周知徹底が不足していたり、点検を怠ったり使用方法を誤ったりすると事故が発生する。運動やスポーツは、施設・設備及び用具そのものが事故を起こすわけではなく、それを使用・管理する者が適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを再認識することが極めて重要である。
- ・学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行わなければならない。これらは、常に一定の状態にあるわけではなく、季節等によっても変化するものである。このため、安全点検は定期的、臨時的、日常的に確実に実施することが重要である。

教保体第1771号
平成29年1月16日



市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教委育委員会教育長

ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について（通知）

日頃、体育活動及び運動部活動における事故防止について、日頃から御配慮いただき、感謝申し上げます。

さて、平成29年1月13日付けでスポーツ庁政策課学校体育室から、別添写しのとおり通知がありました。

このことにつきましては、平成25年9月6日付け教保体第767号「サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について（通知）」、平成28年3月31日付け教保体第2043号「体育活動時における事故防止について（通知）」等により事故防止の徹底をお願いしてまいりましたが、改めて、児童生徒、指導者、その他の関係者に対して、事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、施設設備等の点検を確実に実施し、事故防止のための措置に十分御留意いただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるよう重ねてお願いいたします。

平成28年度

総合的な体力向上を目指して

「体育授業の充実」と「生活習慣の改善」

体力課題種目は **「ボール投げ」「握力」**

【担当】教育局県立学校部保健体育課
学校体育担当 大松 武晴

TEL 048-830-6947

FAX 048-830-4971

E-mail omatsu.takeharu@pref.saitama.lg.jp



事 務 連 絡
平成29年1月13日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について（通知）

本日、福岡県の小学校において、体育の授業中、ハンドボールのゴールに児童がぶら下がり、ゴールが転倒したために児童が死亡するという事故の報告がありました。

本事故については詳細を確認中ですが、改めて、教職員、児童生徒その他の関係者に対して事故防止に必要な安全指導を徹底されるとともに、施設設備等の点検など事故防止のための措置に十分に留意いただきますようお願いいたします。その際、別添の資料を参考とし、転倒防止のための配慮や破損の有無の確認などに留意願います。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対しても周知するようお願いいたします。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室指導係
電話：03-5253-4111 内線（2674）

ハンドボール等のゴールの取扱いについて

「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月）

【主な記載内容】

- ・移動式のサッカーゴール、バスケットボールゴール等による事故が発生しないよう、固定方法等に配慮することが重要である。
- ・サッカーゴール、バスケットボールやテント等が、強風や児童生徒等の力により転倒しないように、杭等により固定したり、十分な重さと数の砂袋等で安定させたりする等、転倒防止のため配慮することが重要である。
- ・サッカーゴール等重量のある移動式の器具の移動時における事故を防止するため、教員等が指導した上で、安全に移動させることが可能な人数を集めることや、経路の安全性を事前に確認する等、配慮することが有効である。

学校安全参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（平成22年3月改訂）

【主な記載内容】

- ・サッカー、ハンドボールのゴールポストなどの移動施設については、特に固定の状態、破損の有無を確かめるとともに、移動した場合、固定状況の点検を実施する。

「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」（平成24年7月）

【主な記載内容】

- ・体育科・保健体育科の授業や運動部活動は、施設・設備を活用して行われるものであり、活動に当たっては、指導者と児童生徒が共に施設・設備の安全確認を行うことが大切である。また、活動内容・方法には一定の禁止事項や制限事項が必要となる。
- ・最近では、用具については安全性を確保する観点から材質・品質の改善が進められてきているが、それでもなお保管方法や管理方法の周知徹底が不足していたり、点検を怠ったり使用方法を誤ったりすると事故が発生する。運動やスポーツは、施設・設備及び用具そのものが事故を起こすわけではなく、それを使用・管理する者が適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを再認識することが極めて重要である。
- ・学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行わなければならない。これらは、常に一定の状態にあるわけではなく、季節等によっても変化するものである。このため、安全点検は定期的、臨時的、日常的に確実に実施することが重要である。